入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成３１年４月２５日

東広島市長　髙垣　廣徳

１　入札に付する事項

（１）物品・委託役務の名称	平成３１年度　化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）
（２）物品・委託役務管理番号	18310003
（３）物品委託役務内容	化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)１台
（４）納入・履行期間	本案件は、東広島市議会の議決を要するものである。 議会議決の日の翌日から平成３２年３月３１日まで
（５）納入・履行（就業）場所	東広島消防署
（６）予定価格	非公表
（７）最低制限価格	なし
（８）入札方式	一般競争入札
（９）入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	製作物供給契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成 29 年 1 月 1 日～平成 32 年 12 月 31 日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	買入れ・製作
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成 31 年 1 月 25 日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の 2（1）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

(1) 入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(2) 使用契約書及び契約約款：製作物供給仮契約書、製作物供給契約約款（東広島市ホームページ掲載のもの）

(3) 本件の契約にあたっては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４９年東広島市条例第１２５号）に基づき、落札決定後、仮契約を締結し、東広島市議会の議決を経たときに本契約として効力を生じるものとする。

(4) 開札の日から、市議会の議決を経るまでの間のいずれかの日において、入札者が次の要件のいずれかに該当する者となったときは、落札者としない、又は仮契約を締結しない、若しくは解除することがある。

ア　東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項の２（1）アイウに掲げる事項

イ　手形交換所による取引停止処分を受けている者又は手形小切手の不渡りを出した者

ウ　本市の指名除外措置を受けている者

エ　関係法令の規定による営業停止処分を受けている者

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	平成３１年４月２５日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	平成３１年４月２５日～ 平成３１年５月２３日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無　：　無
ウ	同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	平成３１年４月２５日～ 平成３１年５月１０日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局警防課（発注担当課） 東広島市西条町助実1173番地１ 電話番号　082-422-6062　／ファックス番号　082-423-0363 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	平成３１年５月１５日～ 平成３１年５月２３日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	平成３１年５月２１日～ 平成３１年５月２２日 （午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	平成３１年５月２３日 午前9時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

書類の区分		提出書類（○印）	備考
ア	入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

平　成　３　１　年　度
化学消防ポンプ自動車
（Ⅱ型）
仕　　様　　書

東広島市消防局

第１　総則

１　この仕様書は、東広島市消防局（以下「本市」という。）が平成３１年度に購入する化学消防ポンプ自動車（以下「車両」という。）の製作に必要な仕様について定める。

２　車両の製作は、この仕様書及び製作承認図等（契約後受注者にて製作すること）によるほか、消防ポンプ自動車の規格並びに動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に従うこと。

３　車両（付属品及び積載品を含む）は、すべて新規製品で、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和６１年自治省令第２４号）及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成１８年４月１日）の関係法令に定める規格及び本仕様書に適合したものであること。

４　この仕様書において指定したもの以外の装備品等については、メーカーが公表した標準装備品等を装備するものとすること。

５　車両は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、製造工場については品質管理システム（ＩＳＯ９００１認証取得）を構築していること。

６　受注者は、詳細について本市担当者と打ち合わせを行い、契約を締結した日から９０日以内に、第２提出書類の１で定める書類を提出し、承認を得た後に製作に着手すること。

７　受注者は、前の６で承認を得た書類に変更が生じたときは、事前に、変更後の書類を提出し、本市の承認を得なければならない。

８　受注者は、本仕様を十分熟知のうえ契約するものとし、製作中に疑義が生じたときには、本市担当者に連絡し、その指示又は承認を受けること。

９　受注者は、製作にあたり、この仕様書を変更する必要が生じたときには、本市担当者と打ち合わせの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。

10　受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。

11　受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

12　車両の完成納入時に次の検査を実施するものとする。また検査の際には艤装及び車両メーカーの責任者を立ち会わせること。

⑴　走行性能検査

⑵　キャビン内外の構造検査

⑶　艤装検査

⑷　ポンプ性能検査

⑸　取付品及び積載品等の検査

13　受注者は、車両納入後においても、本車両に係る本市担当者からの修理及びクレームの要請に直ちに対処するものとすること。

14　受注者は検査において，この仕様書に適合しないと認められた箇所及び部品については、無

償で取替え又は修理を行うこと。

15　車両の保証期間は、納入後１年間とする。ただし、メーカー等で定める保証期間が１年以上の場合は、メーカーの定める期間とする。また、保証期間経過後においても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する故障が生じた場合には、発注者の指示により、受注者において無償で修理又は取り替え等その他の必要な補償を行うこととする。

16　艤装部分、積載品、附属品等については、納入日から起算して各メーカー規定の保証期間とする。

17　受注者の責任

⑴　受注者は、本仕様をよく検討して十分熟知の上契約するものとし、契約後における一切の疑義はすべて本市の解釈に従うものとする。

⑵　本仕様の変更を必要とするとき又は疑義が生じたときは、本市担当者に連絡し、その指示を受けるものとする。その際は、確認の図書等を取り交わし、事後間違いのないようにすること。

⑶　受注者は各車両の納入までに発生した事故に対して、その責任を負うものとする。

第２　提出書類

１　受注者は、契約を締結した日から９０日以内に、次の書類を各２部提出すること

⑴　製作工程表

⑵　製作承認図（艤装５面図、ボックス内配置図）

⑶　電気配線図

⑷　ポンプ艤装図

⑸　ポンプ配管系統図

⑹　車体骨格図

⑺　諸元明細表

⑻　標準取付品及び付属品一覧表

⑼　その他本市が指示するもの

２　受注者は、納入時に次の書類を提出すること。

⑴	ポンプ取扱説明書	２部
⑵	車両取扱説明書	１部
⑶	ポンプパーツリスト	２部
⑷	ポンプ性能試験成績表	２部
⑸	受託試験合格及び安全基準適合プレート（写し）	２部

３　写真

⑴	工程写真	１部
⑵	製作中各工程（シャシ、組立中、塗装後）	２部
⑶	試験実施工程（転覆角度試験、重量実測試験、放水試験、走行試験 ）	

２部

⑷　車輌安定傾斜角度測定書・転覆角度実測証明書・重量実測証・走行試験結果報告書

１部

第３　購入台数

１台

第４　納入期限

平成３２年３月３１日（火）

第５　納入場所

東広島消防署（東広島市西条町助実１１７３番地１）

第６　車両概要

本車両は、第７で定める車両シャシにアルミ製１段ボリュート式ポンプ（同等品可）と８０００Ｌの水槽を装備し、河川、消火栓等の水利により強力な放水をなし、火災現場の状況に応じて放水を行うことができるものとする。また、油類消火装置は５００Ｌの原液槽を装備し、水と原液の混合にはポンププロポーショナーを用い、発泡管そうにより消火用泡を吐出できるものとする。

第７　車両シャシ

シャシ及びエンジンは、日本消防検定の消防検定に合格した、大型消防ポンプ自動車専用シャシで、平成２８年度排出ガス規制適合車かつ低排出ガス車認定基準適合車であり、次の条件等を満たすこと。

１　消防用鋼板製キャビンオーバーダブルキャビン型とする。

２　車両の完成寸法は、次のとおりとする。

⑴　全長：９，１００～９，７００mm以下

⑵　全幅：２，５００mm以下

⑶　全高：３，３００mm以下

３　艤装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作し、前項の寸法を可能な限り短くすること。

４　ホイルベース　：５，７２５mm以下

５　エンジン排気量：８，８６６ｃｃ以上

６　消防用検定出力：

最高回転時２７１KW（３６８ＰＳ）／２，２００ｒｐm以上

最高出力時２７９KW（３８０ＰＳ）／１，８００ｒｐm以上

７　駆動方式：６×４
８　トランスミッション：オートマチックトランスミッション
９　乗員人員：６名（前部２名、後部４名）
10　タイヤ：標準タイヤ
11　ＰＴＯ：水ポンプ用ＰＴＯ
12　バッテリー：１２Ｖ１１５Ｆ５１型　２個（レール引出式）
13　オルタネータ出力：２４Ｖ－１５０Ａ以上
14　サイドバイザー：キャビン各ドア上部
15　キャビンチルト装置：電動油圧式・警告音付
16　後退警報機：標準装備品
17　フロアーマット：前後席足元
18　エアコン：標準装備品
19　泥除けゴム：全輪
20　タイヤチェーン：シングル（金属製）
21　スタッドレスタイヤ
22　車両標準工具１式
23　サンバイザー（運転席及び助手席）
24　ドライブレコーダー（ユピテルＢＵ－ＤＲＨＤ３３０同等品可）
25　ヘッドライト：ディスチャージ
26　フォグランプ：ヘッドライト一体型
27　フロントバンパー：スポイラー付
28　ドアミラー：助手席側電動格納式
29　オイルパンヒーター：キャプタイヤコード１０ｍ１本付き
30　安全装置：ＡＢＳ装置　エアーバック（運転席）
31　オイルジャッキ１式
32　非常信号灯１式
33　カーナビゲーション（バックモニターカメラ連動型）
34　バックモニターカメラ

第８　水ポンプ装置

１　材料はすべて日本工業規格及び緊急消防援助隊設備整備費補助基準に定められた、耐久性及び耐食性に富むもので、アルミ製１段ボリュート式ポンプ（同等品可）とし、次に掲げるポンプ性能とする。ポンプ材質は車体全体の軽量化を考慮し、アルミ製とすること。ただし、インペラーについては砂利等の混入にも対応できるよう強度、腐食性を考慮し、青銅鋳物又はアルミとする。

⑴　ポンプ性能：Ａ－２級以上（吸水管７５ｍｍ×２本）

⑵　送水圧力０.８５ＭＰａにおいて２，３００Ｌ/ｍｉｎ以上

⑶　送水圧力１.４ＭＰａにおいて２，０００Ｌ/ｍｉｎ以上

２　水ポンプは、シャシエンジンのＰ.Ｔ.Ｏ（パワーテイクオフ）により駆動され、Ｐ.Ｔ.Ｏの操作は運転席及び左右ポンプ操作盤に設けたスイッチにより行うものとする。

３　軸受部はグリスレスのメカニカルシールとし、不凍液あるいはオイル等の継ぎ足しは不要なメンテナンスフリー構造とすること。

４　水ポンプは重量軽量化・小型化するため、コンパクトなポンプとすること。

第９　真空ポンプ

１　真空ポンプは最高真空度が高くより高落差からの揚水が可能なピストン式真空ポンプ又はロータリー式とすること。落水防止のため揚水後は０.２ＭＰａ以上で待機するよう自動スロットルアップすること。

２　真空ポンプは積載スペース確保及び軽量化の観点から極力小型化し、最大の真空性能を発揮できる配管系統とすること。

３　動力の接・断は電磁クラッチによる構造とし、動力伝達については歯付ベルト又はギヤ式によりスムースな伝達が行えること。

４　操作は押ボタン式スイッチによるものとし、非常用の別系統スイッチ、非常用圧力計・連成計を右側に設けるものとする。

なお、吸水配管内の空気だまりを効果的に排出するエアチャンバ方式にすること。

５　真空ポンプが故障した際でも揚水できるように非常時揚水装置を設けること。

真空性能：吸管外端閉塞にて３０秒以内に大気圧の８４％

第 10　冷却水装置

１　ギヤケース、補助クーラーへの配管は、一系統にまとめ１つのコックで調整できること。

２　予備回路を設け、通常回路及び予備回路それぞれストレーナを設けること。

３　冷却水を外部へ放出せず、水槽へ還流させること。また、自然水利を揚水した場合水槽へゴミが浸入しないようコック操作により外部へ放出できる構造とすること。

第 11　安全機能装置付ポンプ操作装置

ポンプ操作装置は操作員が容易に、かつ、安全にポンプ操作が行えるよう、次の機能を有するものとする。

１　圧力計・連成計（リタード式）はステッピングモータを用いた電子式（透過光照明灯・ゲージ部作動確認ランプ付）とし、振動等でも針振れがない構造とする。

２　ポンプスロットルは電子式スロットルとし、スロットルの作動状態については左右ポンプ操作装置の中央に設けた多目的表示液晶ディスプレイに表示する。また、誤作動を防止するために左右どちらでも同方向に回転することによってエンジン回転速度を上げ下げできるものと

すること。

3　ポンプ操作盤液晶ディスプレイは、7．0型高コントラスト比低反射型ワイド液晶画面とし、各表示切換はパネルスイッチ式操作で左右とも行える構造とする。また、解像度は８００×４８０ピクセル以上とし、液晶起動時間は現場到着後速やかに活動可能なように１２秒程度とする。

4　非常時における真空ポンプ及びスロットル操作はボデー右側に設けられた別回路の手動操作装置にて行えるものとする。

5　ポンプ操作盤液晶ディスプレイの詳細は以下の通りとする。

⑴　取扱表示（機器取扱・点検整備・故障対策等を文章で表示ができること。）

⑵　モニタ表示（警告モニタとして冷却水及び真空形成装置作動タイムに対する警告表示ができ、かつ、警報ブザーが鳴るようにすること。また、各ボールコックの開閉状況、揚水・放水の状況確認及びポンプ回転計・ポンプ圧力計・ポンプ連成計を各々デジタル数値によりモニタ表示ができること。）

⑶　流水表示（各ボールコックの開閉状況、ポンプの運転状況及び放水時における水の流れる状況が把握できる流水表示ができること。）

⑷　流量・積算表示（各吐出口の流量をデジタル表示し、流量範囲によって変化すること。また、積算量もデジタル表示できること。）

⑸　タンク水量計（左右液晶ディスプレイに表示できること。）

⑹　タンク放水可能時間表示機能（放水可能な時間管理を容易にするためにタンク残量と現在の放水量から計算した残り放水可能時間を液晶ディスプレイに表示できること。）

⑺　昼間・夜間など現場の明るさの状況に応じて、自動的に液晶ディスプレイの明るさを調整できる自動調光機能を設けること。

6　ポンプ操作装置には隊員の安全を確保するため、次の安全機能を設けること。

⑴　自動調圧機能

水ポンプの圧力を吸水・吐水条件の変化に関わらず一定に保つ自動調圧機能を設け、任意の圧力でも調圧できる構造とすること。

⑵　高圧中継警報

自動調圧中に中継圧力が高く、エンジン回転数をアイドリングまで下げても設定圧まで下げられない時、ブザー音と共に液晶ディスプレイ内に高圧中継警告表示が点滅すること。

⑶　低圧中継警報

中継水量が不足しているとき、ブザー音と共に液晶ディスプレイ内に低圧中継警告表示が点滅すること。

第12　吸水口

吸水口は、消防呼称７５ｍｍボールコック（ストレーナ付）とし、車両両側に各１個設け、７５ｍｍ×１０ｍの吸管を常時接続する構造で連続呼水装置付とする。吸水口エルボ

は、吸管により車体を傷つけないようスーパースイングとする。レバーは左右とも車両前方向で「開」とする。

第13　放水口

放水口は、消防呼称６５ｍｍボールコックとし、マルチ（５０ｍｍ、６５ｍｍ兼用）放口金具を車両両側に各２個設ける。レバーは左右とも車両前方向で「開」とする。

第14　中継口

中継口は、消防呼称６５ｍｍボールコック（ストレーナ付）とし、車両両側に各１個設ける。レバーは左右とも車両前方向で「開」とする。

第15　水槽

１　水槽はポンプ室後部に設け、容量８０００Ｌ入り角型アルミ製水槽又はＰＰ製とし、内部には有効な防波板を設けること。

２　水槽左右側面付近に水量計、積水口（６５ｍｍオスキャップ付き）を左右に設け、水槽への水の補給条件（送水圧力０．３５Ｍｐａ）を表示すること。

３　水槽は、振動・衝撃などにより損傷及び緩みなど生じないように車台に固定し、水圧に対して変形及び水漏れのない構造とする。水槽内部には有効な防波板を設けること。

４　水槽下部にはドレン、上部にオーバーフローおよびマンホールを設ける。マンホールの蓋は防錆、軽量化を考慮し、ＦＲＰ製とすること。

５　水槽とポンプの給水側との間に７５ｍｍ電動式ボールコックを設け、車両両側より操作可能なこととする。また、ポンプの吐水側から水槽へ送水できる構造とする。

６　水槽はポンプによる自己補給が可能であり、ポンプへの補給口及び排水口が設けられ、配管は衝撃緩和措置が施されていること。

７　水槽内は適当と認められる腐食防止加工を施すこと。

８　水槽の艤装材の厚さは鋼材（日本工業規格　Ｇ３１０１）又はこれと同等以上の強度を有し以下の厚さ以上とする。

⑴　側板４．０ｍｍ以上

⑵　底部６．０ｍｍ以上

⑶　上部４．５ｍｍ以上（ただし、上部を通路とするものについてはしま鋼板とする。）

第16　原液槽

１　原液槽は水槽とポンプ室の間に、板厚３ｍｍ以上のステンレス鋼板（日本工業規格ＳＵＳ３１６）又はこれと同等以上強度及び耐食性を有するもので造られた密閉型とすること。

２　泡消火液薬が流動する部分の配管のうち、直管はステンレス（日本工業規格ＳＵＳ３０４）又はこれと同等以上の強度及び耐食性を有するものとし、その他の配管の部分及び接手、弁等

並びに混合液の流動する部分は、腐食し難い材料で造られ、又は腐食に耐え得るように被覆してあること。

3　原液槽内部は、原液注入口（マンホール）、通気管、真空弁、ドレン及び液量計等を設け、底部に排液口を設けること。

4　原液槽は内部の清掃が容易に行える構造とすること。

第17　混合方式（ポンププロポーショナー方式）

1　泡消火薬液混合装置は、泡消火薬液の種類に応じ、適正な混合比を常に確保することができる構造であり、かつ、簡便に操作できるものであり、自動式のものにあっては手動でも操作できる構造であること。

2　ポンプの吐出側と吸入側との配管にバルブおよび遠隔操作型ポンププロポーショナーを設ける。また、ポンププロポーショナーのメタリングバルブと原液槽を結ぶ配管にもバルブを設けること。

3　原液専用配管の材質はステンレス鋼管を用い、バルブ類は砲金（ＢＣ）製とする。

4　混合比は、メタリングバルブにより調節できるものとし、混合液量範囲は５００L/ｍｉｎ～１，２００L/ｍｉｎとする。（３％、６％併用）

第18　放水銃

ポンプ室上部に起伏旋回伸縮可能の放水銃を一基設ける。

第19　自衛噴霧装置

火災現場等に接近して消火作業が可能なように、ボデー部左右に各３個の自衛噴霧装置を設ける。

第20　キャビンの構造

1　運転席・隊員席は、シャシ固有の消防用鋼板製キャビンオーバーダブルキャビン型とし、電動油圧チルト装置を設け、必要により補強し、落下防止の支え棒を設けること。

2　キャビン上部に全高制限を考慮したスピーカー・標識灯一体型赤色警光灯を１個取り付け、モーターサイレンを１個取り付けること。

3　赤色点滅灯をキャビン前面、車両側面及び車両後部に取り付け、スイッチは赤色警光灯と連動させること。

4　キャビン内後部座席背もたれはカットし、背もたれが前側に倒れこむ構造とする。また、背もたれ後方には収納ボックスを設け、ボックス上面には保護板を取り付けること。

5　後部座席左右下部に収納ボックスを設け、両側面に扉を設けること。

6　後部座席中央左右下部に収納ボックスを設け、前面に扉を設けること。

7　各装置の電装品スイッチは、運転席中央付近のセンターコンソールボックスに取り付け、操

作が容易に行えるものとすること。

８　キャビン内後部座席後方には空気呼吸器取付装置（クイックホルダー）を４基取り付け、面体掛フックを４箇所取り付けること。

９　助手席は空気呼吸器取付装置埋込シートとすること。

10　キャビン内中央手すり部に吊り下げ式の図書類収納ボックス（Ａ－３サイズ）を１個設ける。なお、手すりにはＳ字フックを６個設けること。

11　助手席フロントピラー付近及び左右のセンターピラー付近にそれぞれマップランプ（ＬＥＤ灯）を設置すること。

12　キャビン内には、携帯拡声器１個の取付装置（収納スペース）を設けること。

13　キャビン室内後席天井に室内灯（角型ＬＥＤ灯）を設ける。スイッチは３段切り替え式（ＯＮ・ＯＦＦ・ドア連動）とすること。

14　キャビンドアは４ドア式とし、各ドア部には乗降用手すり棒を取り付けること。

15　キャビン後部ステップはワイドステップ（グレーチング仕様）とすること。

16　各ドア乗降部にアルミキッキングプレートを取り付けること。

17　フロントバンパー上面にアルミしま板を取り付けること。

18　バッテリーは引出式とし、アルミしま板製のバッテリーカバーを取り付けること。

19　ＤＣ/ＡＣインバーター（７００W程度）を設け、キャビン内の指示する箇所に１００Ｖコンセントを２個（２口）以上取り付けること。（走行中はインバーターからの電源とし、待機中は外部ＡＣ１００Ｖから電源へと自動切り替えができる構造とする。）

20　各座席のシートカバーは超防汚シートとすること。

21　各ドアに樹脂製サイドバイザーを取り付けること。

22　消防章（台座付）を車両前面中央に取り付けること。

第21　車両の構造

１　艤装は総合的な重量軽減を図り、車両重量のバランスを考慮して製作すること。

２　車両の重要な点検箇所及び主要な部分の点検整備に関して、工具類を使用するためのスペースを確保すると共に、必要箇所には点検口又は点検扉を設けること。

３　車両骨格は一般構造用圧延鋼材（ＳＳ）、各ステップはアルミしま鋼板とする。また、ポンプ室天井および水槽後部のシャッターボックス上面はしま板製とすること。

４　車体前部左右はポンプ室、後部左右・車体後面は資機材収納スペースとする。扉はアルミ合金製シャッターとし、左右に各２枚、後面に１枚設けること。

５　ポンプ室側板は密閉式とし、点検手入れが容易に行える構造とする。

６　ポンプ室上部には可能な限り大きな収納スペースを設けること。

７　ポンプ室下部左右及び後輪後部は収納スペースとし、完全チェーンレス式ステップ兼用扉付収納スペースを設け、扉内側はアルミしま板張りとする。

８　車両両側上部には赤色点滅灯、周囲照明灯が取り付けられるよう、アオリを設けること。ア

オリ部分は車輌安定角度確保及び腐食防止のため材質はアルミを使用し、車両上面への昇降、作業の安全性を確保するため、必要箇所に手すりを設けること。車両後部からの昇降性を加味し、後部の手すりは斜めに取り付けること。

9　キャビンと車体との間には、上面への昇降用として、ステンレス製はしごを設けること。上部は上面よりも高く設け、安全を確保すること。

10　車両後面には上面への昇降用として、アルミ製展開式はしごを設けること。

11　給水用の蛇口を２箇所適当位置に取り付ける。取付位置については本市担当者と協議すること。

12　燃料タンクは１３０Ｌとし、ポンプ室内に設け、補給口はポンプ室側面に設けること。

13　牽引フックを車両前部に設けること。

14　左右側面後方シャッターボックス内はスライド式棚を各２枚設け、別表１の資機材を収納し、必要に応じて飛び出し防止の手すり及びベルト等を取り付けること。収納位置等については本市担当者と協議とする。

15　後部シャッターボックス内はスライド式棚を２枚設け、別表１の資機材を収納すること。収納位置等については本市担当者と協議とする

16　左右ポンプ室操作部には、角度調整可能式ＬＥＤ式照明灯を設けること。

17　各シャッターボックス内には、ＬＥＤ式照明灯を必要数設け、シャッター又はドアと連動させること。

18　テールランプはＬＥＤとすること。

19　ボデー天井にはアルミしま板ボックスを設けること。

20　各操作部（ハンドル、レバー、スイッチ等）には、名称および操作方法等を明記すること。

第 22　消防用ホース及び結合金具

１　消防用ホースは平成３１年に製造された新規製品とすること。

２　ホース及び結合金具については、消防法（昭和２３年法律第１８６号）第２１条の２に定める型式適合検定に合格したものである旨の表示又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の表示のいずれかが付されているものとすること。また、ホース部については、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和４３年自治省令第２７号）、金具部については、消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成４年自治省令第２号）の定めに適合するものとすること。

３　規格

呼称：６５ｍｍ、使用圧：１.６ＭＰＡ、長さ：２０ｍ、袴色：黄色

４　メーカー

消防用ホースは納入後１年以内に、不慮の事故等によりホースを損傷して使用不可能になった場合、速やかにホースの交換を行えるよう、１年間の補償保険契約がなされているとともに、その保険番号が明記されていること。

第 23　無線機装置移設

１　車外無線送受話器ボックスをキャビン左右側面後部に各１個設け、送受話器及び音量調整スイッチを設けること。また、電話装置まで配線するとともにキャビン内に電話装置用スピーカー（車内外）切り替えスイッチを設けること。

２　無線アンテナは、キャビン上部又は周囲に固定し、同軸ケーブルをキャビン内まで配線すること。

３　車外無線受話器ボックス付近に、作業時においても十分聞き取れる外部スピーカー（車体内埋込式）を左右（各１式ずつ）に取り付けること。

４　更新対象車両の消防無線機を取り外して、当該車両に移設すること。

なお、電源はメインスイッチで起動すること。

５　移設の日程に関しては、本市担当者と協議の上決定することとする。

無線機移設元			無線機移設先	
車両名	登録番号		車両名	登録番号
東広島化学１	広島 800　は　402	→	新車（当該車両）	―

第 24　塗装及び記入文字

１　塗装

車両は朱色（消防指定色）とし、塗料はＶＯＣ（揮発性有機溶剤）削減、環境負荷物質（鉛など）を一切含んでいない環境を考慮したハイソリッドウレタン塗料を使用すること。

⑴　各ステップはアルミしま板の場合、地色とすること。

⑵　車両下回りは黒色塗装とすること。

⑶　ポンプ操作部は赤色塗装とすること。

⑷　ボックス内はシルバー塗装とすること。

⑸　ポンプ本体及び配管は赤色塗装とすること。

⑹　ボールコックは赤色塗装とすること。

⑺　車両側面及び後面に５０ｍｍ程度の赤色の再帰性に富んだ反射材（型番ＰＸ９４７２ＡＭＢ同等品可）を備え付けること。

細部については、本市担当者と協議の上決定することとする。

２　記入文字

記入文字は丸ゴシック体とし、次のとおりとする。

⑴　キャビン左右ドア部

「東広島市消防局」２箇所記入すること。

書き方　左書き

文字色　白文字

大きさ（１文字）　縦１００ｍｍ×横１００ｍｍ

⑵　キャビン左右フロントドア下部

車両記号「化学１」２箇所記入すること。

書き方　左書き

文字色　白文字

大きさ（１文字）　縦７０ｍｍ×横６０ｍｍ

⑶　キャビン左右側面アルミシャッター

デザイン別途協議

⑷　標識灯

書き方　左書き

文字色　黒文字

大きさ　現物合せ

⑸　車体上部

対空文字「東広Ｃ１」と記入する。

書き方　左書き

文字色　白文字

大きさ　縦６００ｍｍ×横１，２００ｍｍの範囲に４文字

⑹　ステッカー

車両側面フロントドア外側に別紙１に定めるエンブレムのステッカーを貼付すること。

第25　検査

１　受注者は、製作工程表に基づき、文書及び写真等で本市担当者に報告を行い、次の確認・検査を受けることとする。ただし、本市担当者において現地検査が必要と判断した場合は、現地において検査を受けることとする。

なお、公的機関の認定品又は試験成績書があるものについては、これを省略する場合がある。

⑴　艤装中間検査（本市が適当と判断する時期に受注者製作工場にて実施）

ア　艤装工程表に基づく進行状況

イ　仕様書承認図及び協議決定事項に基づく事項

ウ　組立て・板金・溶接等の仕上げ状況

エ　その他本市が必要と認める事項

なお、中間検査における指摘事項及び未施工部分については、随時、本市担当者に文書及び写真等で報告すること。

⑵　完成検査

ア　完成車重量測定検査（検査書の提出で可とする。）

イ　完成車転覆角度検査（検査書の提出で可とする。）

ウ　完成車走行検査（悪路又は１００ｋｍ走行）

エ　車体の構造及び艤装状況の検査

オ　積載品・装備品の装着・架装状況及び品数の確認

カ　その他本市が必要と認める検査

２　検査の日程等については、本市担当者と協議の上決定するものとする。

３　受注者は、本車両の製作に際し、製作工程表に基づき、各工程（組立中、塗装後）の写真を提出するものとする。

４「消防車両の安全基準について」において示されている「第３者機関による認証」は、日本消防検定協会による安全基準への適合の検証を行うこと。

第 26　登録及び廃車手続き

１　車両登録は、発注者が行う完成検査前までに、受注者が行うものとし、登録に関する一切の経費は受注者が負担する。ただし、車両登録に関する登録手数料（印紙代）、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険の費用及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金は、受注者が立て替え払いし、完成検査終了後に別途発注者がこれを受注者に支払うものとする。

２　受注者は、納入前に広島県公安委員会へ緊急自動車両届出確認証を提出し承認を受けること。

３　下表の不用車両１台を廃棄処分すること。ただし、本市の事情により、新車両納入の日に不用車両の引き渡しが不能となった場合及び譲与する場合はこの限りでない。

⑴　不用車両の廃棄手続は、受注者が行うものとし、廃車に関する一切の経費は受注者が負担する。

⑵　永久抹消登録完了後は、速やかに当該抹消登録証明証の原本を本市担当者へ提出すること。

⑶　不用車両の車体に表示してある名称等を消去し、引渡し後において発注者に一切迷惑をおよぼすことのないように処理すること。名称等の消去後は、当該箇所を写真撮影の上、本市担当者へ提出すること。

⑷　不用車両の引き渡しは、原則として新車両納入日とする。

⑸　旧車両の自動車検査証の有効期限は、次のとおり。

登録番号	初年度登録	有効期限	車台番号	型式
広島 800 は　402	平成１５年２月	平成３３年２月２６日	ＧＤ１ＪＧＤ １０３５７	ＫＫ－ＧＤ１Ｊ ＧＤＡ改

第 27　その他

１　納入時までに同等以上の性能を有する資機材等が新開発･販売された資機材を備える場合は、本市担当者と協議し、承認を得ること。

２「消防車両の安全基準について」に基づき、受注者は納入時に納車講習、納入後には安全操作技能講習及び点検整備講習を実施することとする。納入後別途協議の上日程を決定するものとする。

３　納入場所までの運搬費は、受注者が負担するものとする。

４　取付品、付属品、積載品及び取付位置等については、別表１のとおりとし、取り付けは堅牢

で機能確実かつ操作しやすいものとすること。

５　走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないよう安全に固定させ、かつ、容易に積み下ろしができるように積載し、細部については本市担当者の指示を受けること。

６　艤装、取付品等において同等以上の性能を有するもので納入する場合は、本市担当者と協議して承認を得ること。

第28　問い合わせ先

東広島市消防局警防課　（発注担当課）

電話　　０８２－４２２－５６４８

ＦＡＸ　０８２－４２２－７２４８

E-mail　hgh225648@city.higashihiroshima.lg.jp

別表１

１　取付品及び装備品

※　同等品可の記載があるものについては規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。また規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。

※　ただし、メーカー・品番を明記している品の内、同等品可の記載がない品については同一品のみ納入可とする。

番号	品名	規格等	個数	備考
１	ポンプ圧力計	径１００mm丸形 透過光照明灯付	２個	
２	ポンプ連成計	径１００mm丸形 透過光照明灯付　リタード式	２個	
３	エンジン回転計	シャシ固有のもの	１個	
４	エンジン油温計	シャシ固有のもの	１個	
５	ポンプ操作盤液晶ディスプレイ	７．０型高コントラスト比低反射型ワイド液晶画面	２個	左右ポンプ室側面
６	赤色警光灯	ＬＥＤ式	１式	
７	赤色点滅灯	ＬＥＤ式	１０個	取付位置別途協議
８	拡声器付電子サイレン	ＴＳＫ－Ｄ１５２	１式	
９	１０連スイッチ	大阪サイレン　ＳＢＷ－Ｄ１	１式	キャビン内前方上部
１０	照明灯	ポンプ操作部照明灯　ＬＥＤ式	必要数	
		ボックス内照明灯　ＬＥＤ式	必要数	
		車両照明灯　ＬＥＤ式	７個	車両前面２個 車両左右側面各３個 車両後部２個
		ＬＥＤサーチライト ＭＹＳ－７５ＬＰ　伸縮回転式 同等品可	２個	キャビン車体間２個
１１	標識灯	赤色警光灯内蔵	２個	
１２	室内灯	ＬＥＤ式	１式	
１３	後退警報器	シャシ固有のもの	１個	

１４	オイルパンヒーター	コード１０ｍ	１式	
１５	昇降装置	（折り畳み式ステップ）	１式	後部右側
１６	管そう	ＹＯＮＥ クアドラフォグノズル５０ｍｍ	２個	
１７	管そう	可変噴霧ノズル付き６５ｍｍ用	２本	
１８	ノズル	ストレートノズル２３ｍｍ、２６ｍｍ	２個	
１９	ノズル	ＹＯＮＥ　ＬＸ　フォームジェット （ＦＮ-５０ＱＬＸ）	２本	車体内(取付位置別途協議)
２０	ノズル	ＹＯＮＥ　ＭＸ　フォームジェット （ＦＮ-５０ＱＭＸ）	２本	車体内(取付位置別途協議)
２１	発砲筒先	ＹＯＮＥ　ＦＰ-４０・３６０ 同等品以上	１本	車体内(取付位置別途協議)
２２	放水銃	てこ式	１式	車体上部
２３	はしご積載装置	手動引出展開式	１式	車体上部
２４	牽引フック	シャシ固有のもの	１式	車体前部（下部）
２５	可搬式投光器	ＬＥＤ式	１式	
２６	丸型消火栓開閉金具	日之出バール　５３型　同等品以上　地下式	１個	
２７	スタッドレスタイヤ	ホイール付	６本	
２８	空気呼吸器取付装置	（クイックホルダー）	４式	
２９	空気呼吸器取付装置	座席埋込型　背もたれカバー付	１式	助手席
３０	消防ホース	第22　消防用ホース及び結合金具参照	各本数	６５ｍｍホース×１０本 表示「東広本」 ６５ｍｍホース 整理番号「３１０６～」
３１	停止標示板	ＪＩＳ規格	１個	
３２	ポンプ使用時間計	ポンプ操作盤左右液晶ディスプレイ内表示	１式	

３３	ポンプ回転計	ポンプ操作盤左右液晶ディスプレイ内表示	１式	
３４	流量計	ポンプ操作盤左右液晶ディスプレイ内　各吐水口用表示	１式	
３５	積算流量計	ポンプ操作盤左右液晶ディスプレイ内表示	１式	
３６	キャビンチルト装置	電動油圧式	１式	
３７	オイルパンヒーター	シャシ固有	１式	
３８	吸管	７５ｍｍ×１０ｍ（ＡＣ金具）	２本	
３９	吸口エルボ	スーパースイングエルボ	２個	吸口エルボ
４０	吸口ストレーナ	７５ｍｍプラスチック製	２個	
４１	吸管ストレーナ	７５ｍｍプラスチック製	２個	
４２	中継口ストレーナ	プラスチック製	２個	
４３	吸管ちりよけかご	プラスチック製　アタッチメント付	２個	
４４	吸管ロープ	径１０ｍｍ×１５ｍ(クレモナ製)	２本	
４５	消火栓金具	ＹＯＮＥ ７５ｍｍメスネジ×６５ｍｍ差込メス	１個	
４６	中継用媒介金具	６５ｍｍメスネジ×６５ｍｍ差込メス	２個	
４７	消火栓開閉金具	地下式	１式	
４８	吸管スパナ	標準装備品	２本	
４９	放口(吐水口)媒介金具	６５ｍｍネジメス×６５ｍｍ差込オス	４個	
５０	とび口	１．８ｍ	２本	
５１	金てこ	長さ　８５０ｍｍ	１本	
５２	スコップ	剣先スコップ	１本	
５３	スタンドパイプ	ＹＯＮＥ　ＰＳ－６５・８００	１式	
５４	車輪止め	ゴム製	２個	
５５	消火器	ＡＢＣ　６ｋｇ入り（自動車用）	２本	
５６	ポンプ工具	標準品	１式	
５７	署マーク	シャシエンブレムを外して取り付け	１個	署マーク
５８	移動灯（携行灯）	標準装備品	１個	移動灯（携行灯）

５９	無線機	本市が支給	１式	キャビン内及びキャビン上部

別紙１

東広島市消防局エンブレムステッカー仕様書

この仕様書は、東広島市消防局（以下「本市」という。）が発注するエンブレムステッカーについて定める。

第１　総則

１　入札者は、入札前に本仕様書を熟知し、入札すること。

２　本仕様書の疑義については、本市担当者の指示によること。細部については、本市担当者が別に指示することがあるが、本仕様書に記載されていない部分についても必要があると認められる部分については、本市担当者の承諾を得ること。

３　量産にかかる前に製作見本を本市に提出し、承認を受けること。その際製本見本を数点指示する場合がある。

４　製品完成の際は、本市の指示によって検査を受け、手直しの必要がある場合は指定の日時までにこれを完了すること。

第２　種類

ステッカーの寸法は次のとおりとする。

種　別	サイズ	車　両
ステッカー（大）	タテ２３．０ｃｍ ヨコ２１．５ｃｍ	大型車

第３　デザイン（不明な点があれば、本市担当者と協議すること。）

東広島市消防吏員の服制に関する規則(平成１７年東広島市規則第４８号)別表に定めるエンブレム(以下「エンブレム」という。)とする。

ステッカー内の東広島市の市章は、東広島市の市章、市旗（昭和４９年告示第３５号）に基づき、作成すること。

【見本】